

## 行動指針（クレド）

1. 私たちは、愛知県西三河南部西地域において、100年の大計をもって、地域住民が安心して医療と介護を受けることが出来る仕組みを作ることを目指します。
2. 私たちは、この地域で医療・介護需要が最大となる2040年に向けて、情報および認識を共有し、自主的な協議を行いながら、効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指します。
3. 私たちは、2025年を目途とした愛知県地域医療構想の達成に向けて、この地域にふさわしいバランスのとれた病床機能の分化と連携の推進を目指します。

\*\*\*\*\*

## 活動要綱

### 1. 名称

本会は、西三河南部西地域医療連携推進ネットワークと称する。

### 2. 構成

- ・本会は、下記の会議体を有する。
  - ネットワーク総会
  - ネットワーク幹事会
  - 看護部会
  - 地域連携部会
- ・上記以外の部会を構築する場合は、ネットワーク総会の協議のうえ決定する。

### 3. 幹事及び代表幹事

- ・本ネットワークの幹事は、西三河南部西地域医療連携推進委員会の病院代表委員である以下の各病院代表者とする。
  - 安城更生病院、刈谷豊田総合病院、刈谷病院、小林記念病院、西尾市民病院、碧南市民病院、八千代病院（五十音順）
- ・幹事の推薦及び交代は、幹事会にて推薦され、ネットワーク総会にて承認される。
- ・幹事の互選により、代表幹事を選出する。代表幹事の任期は2年とするが、

再任は妨げない。

- ・代表幹事の選出は、幹事会にて意見を集約し、ネットワーク総会にて承認を得る。
- ・代表幹事は、ネットワーク総会の議長を務め、参加者の意見を集約する。

#### 4. 参加者

- ・本ネットワークの参加資格は、以下の者とする。
  - 1) 圏域内の入院病床を有し病床機能報告を行う医療機関
  - 2) 圏域内で地域医療構想を実現するために活動している団体及び施設
  - 3) その他、幹事が推薦しネットワーク本会で承認されたもの
- ・総会においては各施設の代表者を含め多職種での複数参加が推奨される。
- ・ネットワーク総会への参加及び欠席は、参加者の自由意思により決定する。
- ・各部会の参加者は、各部会の要綱に沿って行う。
  - ※ネットワーク構成施設は、別紙一覧表に記載

#### 5. 開催

- ・本ネットワーク総会の開催日時は、幹事が協議のうえ決定を行う。
- ・本ネットワーク総会の開催通知は、本会開催の都度事務局より連絡する。
- ・ネットワーク参加者は、開催通知に際し、出欠席連絡を事務局へ行う。
- ・各部会の開催は、各部会の要綱に沿って行う。

#### 6. 事業

- ・本ネットワークは行動指針にふさわしい必要な事項を、参加者が提案・検討して行うものとする。
- ・ネットワーク総会における協議事項は、幹事により協議を行い、総会に提案する。
- ・参加者からの協議提案は、事務局あてに連絡し、事務局は遅滞なく幹事に伝達するものとする。
- ・各部会の協議事項は、各部会の要綱に沿って行う。

尚、本年ネットワークは行動指針に則り、下記の事項について十分な協議を

行い、事業を推進する。

- ① 地域医療構想推進委員会での資料や協議内容の分析と情報共有
- ② 各医療機関の具体的な病床機能分化・連携推進の検討
- ③ 地域住民が安心できる切れ目の無い医療と介護の連携の仕組みづくり
- ④ 連携機関の診療情報共有
- ⑤ 研修会・勉強会（地域医療構想、各科・領域・部門ごとの研修支援）
- ⑥ 連携機関の有効な病床利用
- ⑦ 人事交流、診療支援、人材育成等
- ⑧ 医療情報の相互共有、電子カルテの相互閲覧（環境整備を検討）
- ⑨ 地域住民への情報公開（ホームページ等）
- ⑩ その他、本ネットワークの行動指針に叶う、必要な事項。

## 7. 会の合意形成

- ・幹事は各種案件において、ネットワーク内各部会の意見を集約するとともに、ネットワーク総会において素案を提示し、付帯意見や反対意見を集約して、取りまとめを行う。

## 8. 事務局

- ・本ネットワークの事務局は、当面の間、安城更生病院におく。  
尚、事務局を変更する場合は、ネットワーク総会にて協議のうえ、決定する。

## 9. 要綱の変更

- ・本ネットワークの要綱を変更する際は、ネットワーク幹事会にて協議のうえネットワーク総会の承認を得て変更決定とする。

## 10. 事業年度

- ・事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 11. 経理

- ・本ネットワークの経理全般については事務局が行うものとする。

## 12. 収支報告

- ・本ネットワークの収支については、会計監査のうえ会員に対し毎事業年度報告するものとする。

## 13. 会計監査

- ・会計監事を選任のうえ、毎事業年度監査を行う。
- ・会計監事は本ネットワーク会員の互選により2病院選出する。任期は2年とするが、再任は妨げない。

## 附則

本要綱は平成29年9月15日より施行する。

改訂 平成31年3月20日